

『朝野群載』写本系統についての試論

—慶長写本・東山御文庫本・三条西本・葉室本を中心として—

高田義人

はじめに

『朝野群載』は、平安後期の文人三善為康（二〇四九—二二九）編纂の書で、その時代の政務の実態を伝える貴重な文書を載せており、平安時代史研究に不可欠の史料である。そのテキストとしては新訂増補国史大系本（以下大系本と称す）がよく使用される。大系本は、巻一に鎌倉時代の古写本である国学院大学所蔵本（猪熊家旧蔵本、以下猪熊本と略称）、巻二以下は神宮文庫所蔵旧林崎文庫本を底本に使用し、神宮文庫所蔵の旧宮崎文庫本と旧宇治殿本、内閣文庫所蔵本、改定史籍集覧本により校合している。しかし、この大系本を用いて実際に研究を進めると、その本文の字句について首をかしげざるを得ないことがしばしばある。筆者はかつて平安時代の陰陽寮下級技能官人の動向について拙稿を成したことがあるが、官職名や人名について、後述する書陵部所蔵葉室本等によって大系本の表記を改めたことがある。大系本の問題は、底本や対校本の選択に一因が有るように思われ、それは写本研究の遅れにより善本の見極めが困難であったことに起因するとも言えよう。

本書についての先行研究は、弥永貞三氏の詳細な解題を始めとしていくつ

か存在するが、諸本についてはあまり言及されておらず、僅かに『古簡集影』解説⁽⁶⁾において猪熊本の概要が述べられ、『図書寮典籍解題』続歴史篇⁽⁷⁾において、書陵部所蔵葉室本と壬生本の概略を説明するのみであり、写本研究は大きく遅れていると言わざるを得ない。土田直鎮氏が『国史大辞典』『朝野群載』の項目で「流布の諸写本は各所にはなほ多いが、国学院大学所蔵の鎌倉時代初期写の巻一（略）一卷以外に特筆すべきものはない」と記すのは、古写本は伝来不明な猪熊本一卷のみで、他はすべて近世以降の写本である現状を表していると言えよう。このような条件下では、まず古写本に遡る手がかりを有する写本を探し、本書諸本にはいかなる系統が存在するかを探ることから始めなければならない。

そこで本稿では、近世の写本ながら比較的来歴が判明し、古写本に遡り得る情報を有する四つの写本を概観し、比較検討から抽出される情報をもとに、写本系統を考えてみたい。

一、慶長写本と東山御文庫本

(1) 国立公文書館内閣文庫所蔵紅葉山本（函号特一〇一一二）

紅葉山文庫旧蔵本で、各冊とも冊首に「紅葉山本」の長方形朱印その他が捺されている。全十九冊。紺表紙に「来歴史本」の朱書貼紙がある。本文料紙は半丁八行の野紙を使用している。巻・編目の構成は後掲の表1を参照されたい。特徴としては、巻五が上下となっている点で、五上の編目「撰録家・公卿家」は後述する三写本や大系本では巻七の編目として組み込まれている。「重訂御書籍来歴史」五には、「朝野群載、(略) 俱に慶長写本ニシテ、院御所ヨリ出トアリ」と記載されている。これは前後の記述から、林道春の『御本日記』の記載をもとにしている。これに従うならば、当本は院御所本、すなわち後陽成院所持本を写した慶長写本ということになる。

この慶長写本の作成については以心崇伝(二五六〇一六三三)の日記『本光国師日記』⁽¹⁰⁾によって知ることができる。まず慶長二十年(一六三三)正月二十二日条には、三通の書状が収載されており、その内の一つに正月十九日付の崇伝より興安法印及び後藤庄三あて書状があり、その文中から必要部分のみ示すと、

一、御本書写之事、五山衆被⁽¹¹⁾相詰、無⁽¹²⁾油断⁽¹³⁾様申渡候、二条殿之記録之分、半分程出来申候、一、從御所様之御本、南光坊御取次二而、昨十八日ニ請取申候、其目錄書別紙ニ書付進候、何も□□書写申付候、
(下略)

とあって、「從御所様之御本」を南光坊天海(二五三六二六三三)の取次によって借用し、その目錄を別紙に書き付した旨が記されている。その目錄も同日条に写し取られており、それを次に示す。

- 一、 院御所御本之目錄
- 一、 朝野群載 十九卷
- 一、 類聚国史 廿卷

- 一、 江吏部集 上下
- 一、 百詠 上下
- 一、 江談抄 三卷
- 一、 経国集 六卷
- 一、 都氏文集 三卷
- 一、 懐風藻 一卷
- 一、 雑言奉和 一卷
- 一、 文華秀麗集 一卷
- 右五十八卷

正月十八日、從⁽¹⁴⁾南光坊ニ請取申候、以上、借用した院御所本の中には「朝野群載十九卷」も含まれていたのである。これら書籍の書写は、同年二月四日頃には終えていたようであり、同記二月三日条の二月四日付崇伝より後藤庄三あて書状中に「隨而御書物大方出来仕候、院之御所様御本、明日返上可⁽¹⁵⁾申候」とみえる。同八日条には、「院御所様之本返上、南光坊へ持せ遣ス」と記した後、同日付崇伝より天海あて書状が収載され、目錄を添えて院御所本を返却の旨が記され、これに対する南光坊内の者よりの請取状も収載されている。

かくして、慶長二十年正月十八日に天海の取次により借用した院御所本は、五山衆によって書写作業が行われ、およそ半月後の同年二月四日頃には書写が終了し、同八日には天海の許に返却されたのである。その十九冊の構成については近藤守重(二七七二二六二六)「右文故事」巻一に記載がある。⁽¹¹⁾

- 朝野群載 同⁽¹⁶⁾ 十九冊 一箱
- 〔附注〕本光日記同上、按⁽¹⁷⁾二書目ニ三十卷トアリ、現存スルモノニ、

三、四、五上下、六、八、九、十一、十三、十五、十六、十七、二
 十、二十一、二十二、二十六、二十七、二十八、ノ十九冊ナリ、世
 二二三巻ノ本モアリシナリ、嘗聞妙法院宮ニ朝野群載ノ古本アリ
 ト、

これにより、慶長写本十九冊の内訳がわかり、記載される巻構成と現状が合致することが確認できる。なお、「妙法院宮」に朝野群載の古本があるという情報が載せられているが、その存在を確認することはできなかった。

以上、当本十九冊の親本は、「院御所本」すなわち後陽成院所持本十九巻（以下後陽成天皇所持本と称す）であることが判明する。

(2) 東山御文庫本（函号勅一六五―二）

全二十一冊。半丁十行程度の書写。ほとんどの冊に重ね書き、抹消符による訂正、文字の補筆などがみられ、これらはいずれも墨書である。但し第二十六冊には本文所々に朱筆校合の跡がある。巻・編目の構成は表1参照。このうち巻一と巻十二は外題が靈元天皇（一六五―七三）宸筆であるが、その他の巻については外題は後西天皇（一六五―八三）宸筆であり、かつ裏表紙見返に「明暦」印が捺されている（表2参照）。当写本は寛文六年（一六六六）三月に後西天皇から靈元天皇へ贈進され、その様子及び贈進された「御記箱」の内訳は「葉室頼業記」寛文六年三月二十四日条によって知ることができる。同条文中には「新院仰^{（後西）}二ハ、禁中之御記不^レ残写被^レ置候、其外諸家所持仕候御記、御借被^レ成候て、写被^レ置候」とあり、後西天皇の書写事業において、禁裏本はすべて写本を作成し、さらに諸家が所持する書籍も借用し書写したことが判明する。同日条には「今日被^レ進候御記箱之目錄」が掲載されてお

り、その中に「朝野群載^{（二種）}」を見出せる。さらに靈元天皇宸筆の「朝野群載入記目錄」（函号勅一六五―二）で巻一と巻十二の箇所「新加」と注記され、その外題が靈元天皇宸筆であることから、靈元天皇のもとで両巻が補写され、現状のような巻構成となったと考えられる。

【表2】東山御文庫本朝野群載の書誌情報

入記目錄の記載	外題	備考	入記目錄の記載	外題	備考
朝野群載一 新加一冊	靈元	「明暦」印	同十三	後西	「明暦」印
同二	後西	「明暦」印	同十五	後西	「明暦」印
同三	後西	「明暦」印	同十六	後西	「明暦」印
同四	後西	「明暦」印	同十七	後西	「明暦」印
同五	後西	「明暦」印	同廿	後西	「明暦」印
同六	後西	「明暦」印	同廿一	後西	「明暦」印
同七	後西	「明暦」印	同廿二	後西	「明暦」印
同八	後西	「明暦」印	同廿六	後西	「明暦」印
同九	後西	「明暦」印	同廿七	後西	「明暦」印
同十一	後西	「明暦」印	同廿八	後西	「明暦」印
同十二	靈元	「明暦」印			
新加一々	後西	「明暦」印			

重要なのは後西天皇が作成させた写本段階の巻構成が、慶長写本と一致することである。すなわち共通の親本である後陽成天皇所持本からの書写の可能性が高い。但し、巻数が多い写本だけに取り合わせの可能性も存在するので、さらにその点について、慶長写本との本文比較を通して検討したい。

方法としては、各巻本文を欠損箇所^{（一）}に注目して比較観察したい。まず両本が親本の欠損箇所をどのように転写しているかを観察すると、A慶長写本の場合には空白のままである。一方、B東山御文庫本（以下東山本と略称）の場合には多くは欠損の穴を模写し、その残画も丁寧に写しているが、巻によっては空白のままの箇所もある。この欠損箇所^{（一）}に注目し、その代表的な箇所を拾

い出して作成したのが、末尾に付した表6である。

その結果、巻九・二十・二十一以外は欠損箇所がほぼ合致し、この三冊以外は、後陽成天皇所持本を書写したものと見られる。欠損箇所が一致しない三冊は、慶長写本の欠損が、東山本では文字が存在するのである。これは、何らかの理由で後西天皇の禁裏本書写事業の際に、同天皇もしくは書写分担者の判断により、他本から補ったかもしくは他本を親本として書写されたと考えておきたい。そして表6を見る限り、この三冊は後述の三条西古本系統の影響を受けているとみられる。この三冊以外でも慶長写本と欠損が一致しない箇所が一部にみられるが、それは他本を親本としたと言えるほどのものでもなく、書写の際に補われたためと思われる。

また、靈元天皇の時に補写された二冊のうち、巻一は本文に後述の三条西本・葉室本と共通の省略があることから(表3参照)、それらと同系統の本を親とするものと考えられる。巻十二については、現時点では未詳である。

このように現東山本の書写過程はやや複雑であるが、後西天皇のもとで後陽成天皇所持本を書写した十六冊を根幹として、それに諸家の本より書写されたとみられる三冊、靈元天皇の時に補写された二冊によって構成されたいると言うことができる。

(3) 後陽成天皇所持本について

次に慶長写本と東山本の親本である後陽成天皇所持本について探ってみよう。これに関する史料について、一つには書陵部所蔵壬生孝亮抄出本一冊¹²⁾がある。当抄本は、外題に「朝野群載抄出也 小槻孝亮宿祢」、奥書に「慶長六年二月廿一日 禁中以御本写之 小槻孝亮」とあって、慶長六年(一六〇一)

の壬生孝亮自筆の写本であることが知られる。筆跡も「孝亮宿祢記」自筆草稿卷子本と一致する¹³⁾。内容は本書の巻四・十五・七・十六・二十一・二十二から文書を抄出し一冊としたものである。慶長六年の書写に関しては「孝亮宿祢記」慶長六年二月十七日・二十三日条に関連記事がみられ、その部分を左に抜き出してみる。

十七日 任補之事ニ付テ朝野群載又五巻被ニ下見セ、則書写畢、類聚国史可レ有ニ一覽ニ由勅定之由、則進上畢、頓而見帰畢、勅定曰、類聚国史上ニモ廿巻斗有レ之、^{用之}□次第可レ与之由被ニ出仰ニ畢、先度一卷朝野群載早々可レ上之由^{仰之}□也、

(中略)

廿三日 雨下、(中略)朝野群載三冊禁裏返上畢、任補之事無ニ油断ニ調可レ申由仰□□也、

これから、壬生孝亮が朝野群載禁裏本を借用している様子がわかり、その目的も「任補之事」についての先例調査のためであることが知られる。十七日条に「又五巻」及び「先度一卷」とあることから、十七日以前にも、関係記事は見えないが、同書を借用していたと考えられる。抄本奥書の日付から二十一日には書写は終了しており、二十三日に三冊返上している。なお、史料中「上」すなわち後陽成天皇のもとに類聚国史二十巻ばかり在る旨記載されているが、朝野群載も類聚国史同様に慶長六年当時禁裏文庫に蔵されていたものと考えられる。この記事と奥書を見る限り、当抄本は慶長写本の親本である後陽成天皇所持本を書写したと考えるのが妥当な見方であろう。但し、慶長写本では巻五上である「撰録家・公卿家」を、巻七として抄出していることが気になるが、東山本では「巻五」の右に「七」と傍書し訂正している

ので、慶長写本が親本にあった傍書を写さなかった可能性が考えられる。念のため本文を比較する。抄本には欠損箇所「虫損」「虫食」という注記が五ヶ所あるので、その部分を慶長写本・東山本と比較をしてみる。

巻	孝亮抄本 (慶長六年写)	慶長写本 (慶長二十年写)	東山本 (明暦年間写)	大系本頁
①巻七	…宜掛 宜蝕…	…宜 宜蝕…	…宜 勅官 宜蝕…	一七四
②巻十六	…受学虫食金剛…	…受学胎藏金剛…	…受学胎藏金剛…	四一三
③同	…致佛虫食之暎…	…致佛法之暎…	…致佛法之暎…	四一四
④巻廿二	虫食劣寛治八年…	劣寛治八年…	身劣寛治八年…	五〇一
⑤同	…静平才幹虫食備…	…静平才 備…	…静平才幹兼備…	五一三

その結果、三箇所(巻七①・廿二④⑤)は慶長写本とほぼ欠損が一致する。しかし残り二箇所(巻十六②③)は一致せず慶長写本に文字が存在する。これについては、禁裏本を書写したという「孝亮宿祢記」や奥書を信用するならば、短期間での慶長写本書写の際に校合等による加筆は難しかったであろうから、欠損ながらも残画から判読できたためと考えられる。¹⁵⁾ 巻十六は仏事に関する編目であり、慶長写本の書写者が五山僧であったことも考え合わせると、この可能性が高いのではないだろうか。東山本では①④⑤にも文字が補われており、これは欠損箇所の残画から判読したものもあるかもしれないが、前述の三冊分(巻九・二十・二十一)を補写していることからすれば、多くは後西天皇時の書写の際に他本から補われたと考えられる。後西天皇の禁裏本書写事業は、転写による写本作成だけでなく、校合等による補写なども行われたことを示すものと言えよう。

孝亮抄本の検討から、慶長六年の段階には後陽成天皇所持本が禁裏文庫に存在していたことがわかった。よって当本の書写年代はそれ以前に遡ること

は確実と言えよう。また、当抄本は、書写時期が明確にでき、さらに慶長六年時の後陽成天皇所持本の様態を伝える重要な写本とすることができる。

その後、後陽成天皇所持本十九巻は後水尾天皇に伝えられたようであり、¹⁶⁾ 「孝亮宿祢記」寛永五年(一六二〇)六月二十七日条に見ることができ、

官庫御記令卅五巻、類聚国史廿二巻、朝野群載十九巻 二条殿有御恩借云々、

ここに記される「朝野群載十九巻」は「官庫御記」という表記からすれば、禁裏本朝野群載を指しており、令・類聚国史と共に「二条殿」「二条康道」が禁裏文庫より借用したと解すことができよう。これを壬生孝亮が記している理由は、ここに見える「類聚国史廿二巻」が本来壬生家所蔵本であり、内裏に貸し出し中のものであったためと考えられる。¹⁷⁾ また、その後の後陽成天皇所持本を知る史料に大東急記念文庫所蔵「禁裡御蔵書目録」¹⁸⁾ がある。この目録は、奥に「右官本、万治四年正月十五日禁中炎上之時、焼亡云々」とあって、慶安年間(一六四〇～一六五〇)に禁裏文庫に存在し、万治四年(一六六二)正月の大火で焼失した書籍を示すものと考えられている。¹⁹⁾ そこに「朝野群載／類聚国史 同□□」²⁰⁾と見えていることから、当本は万治四年正月の内裏火災で焼失してしまったようである。

しかし、この内裏火災以前に書写された慶長写本、東山本、さらに孝亮抄本により、失われた後陽成天皇所持本「朝野群載」の内容・形態などを知ることができるのである。

慶長写本・東山本・孝亮抄本から得られる情報をもとに、後陽成天皇所持本の様態を推察するならば、装幀については、「本光国師日記」に「十九巻」、「孝亮宿祢記」慶長六年二月十七日条に「又五巻」「先度一巻」²⁰⁾、同記寛永五年六月二十七日条に「十九巻」とあり、同記慶長六年二月二十三日条の

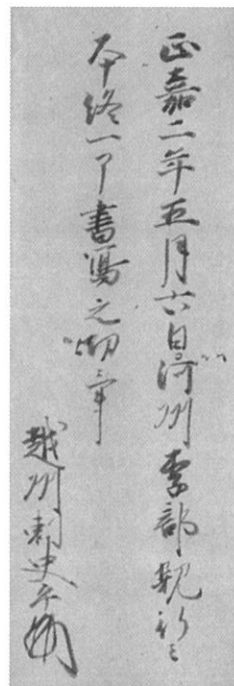
み「三冊」と記し、卷子本なのか冊子本なのか判然としない。しかし、同記寛永五年六月二十七日条で本書と共に掲載される「類聚国史廿二卷」の一部が卷子本として東北大学・尊経閣文庫に現存していることから、この表記は卷子本を示していると思われる。さらに、親本を比較的忠実に写し取っている東山本には、巻二の冊中程に五行間隔、末尾に四行間隔で、それぞれほぼ同じ高さの所に欠損が並ぶ箇所があり、巻十三の冊中程にも同様に九〜十行間隔でほぼ同じ高さに欠損が並ぶ箇所があるのは、卷子装の際に起こりうる事象と考えられること、親本が袋綴装等ならば、丁裏や次丁にも欠損の影響が出て、写本にも左右対称の欠損の形などが反映されてよいはずであるが、そのような箇所は管見の限りでは見つけられなかった。こうした状況からすると、後陽成天皇所持本は卷子本であった可能性の方が高いのではなからうか。『孝亮宿祢記』で「一箇所「三冊」と記すのは、或いは厳密に使い分けていない可能性がある。

このように考えられるならば、本文に比較的欠損箇所が多いのは、古体を残していたためと思われる。そこで注目されるのが、東山本巻二十六に本奥書「一校了（花押模写）」（図版A参照）とあることである。この花押は模写の模写と考えるよりは、東山本の親本である後陽成天皇所持本に存在していたと考えるのが妥当であろう。当写本巻二十六は、親本の文字の欠損状況をも忠実に模写しており、そうした書写態度からすれば、模写された花押も親本に忠実であるとみられる。したがって、その形態から判断するならば、酷似するものとしては北条（金沢）実時（二三四〜六）が該当



(図版A)

する。現在知られている実時の花押のうち蓬左文庫蔵「源氏物語」にあるものが図版Bである。もし花押が実時ならば、東山本の親本後陽成天皇所持本の巻二十六は金沢文庫本ということになる。さらにかつて金沢文庫に『朝野群載』が蔵されていた可能性を間接的に示す史料として、『金沢文庫古文書』所収「六二五号、貞秀書状」⁽²²⁾を挙げるができる。



(図版B)

朝野群載本・新両巻賜候訖、悦入候、亦可進候、兼亦、蒙仰候在柄社詩誦合事、或人令借用候、到来之時可進候、不付廻季候条、非本意候、恐々謹言、

八月十七日 貞秀

ここにみえる長井貞秀⁽²³⁾は鎌倉の御家人で、称名寺第二代長老劔阿と特に深い親交があったようであり、金沢文庫には両者の図書貸借に関する往復文書⁽²⁴⁾が多く伝えられている。長井氏は大江時広を始祖とし、貞秀の父宗秀創立とされる「長井酒掃文庫」を持つ学者の家であった。当書状は、結城陸郎氏の⁽²⁵⁾解釈によれば、宛名を欠くものの称名寺第二代長老劔阿宛と考えられ、文意は、差出者長井貞秀が「朝野群載」本・新両巻の返却を受けたことを報じ、所用の際は貸与の意図あること、また、兼ねてから申し出られていた「荏柄社詩誦合」は、或人に転借中につき返却次第貸与する旨を約したものとされる。僅かこれだけの記述から様態や構成等具体像は見えてこないが、鎌倉後期まで長井文庫に『朝野群載』が蔵されており、称名寺長老劔阿がそれを借

用していた事実は確認できる。したがって金沢文庫に「朝野群載」が蔵されていたとしても不思議ではない。先の花押が実時ならば、この時の借用は、既に蔵されていた本の補写もしくは校合に用いるためなどが考えられる。

以上から、卷子本で古体を残すと推定した後陽成天皇所持本が、金沢文庫本から出ている可能性があることを提示しておきたい。後陽成天皇が所持するに至る経緯など詳細は不明である。

二、三条西本と葉室本

(1) 国文学研究資料館史料館所蔵三条西家旧蔵本(函号二三八一〜八) 当本は「三条西家文書」⁽²⁶⁾中に含まれる全八冊本である。本文は半丁十三行程度の書写で、全冊にわたって全く朱筆校合のあとなどは見られない。第二冊目を除く各冊首に「三條西」の朱楕円印(縦三・七cm×横二・四cm)が捺される。巻・編目は表1参照。八冊の構成は、第一冊(巻一〜三)、二冊(四〜六)、三冊(七〜九)、四冊(十一・十三)、五冊(十五〜十七)、六冊(二十〜二十二)、七冊(二十六・二十七)、八冊(二十八)であり、この内巻十一と十三の間(第四冊二十七丁裏)に「第十二欠」の注記がある。

特筆すべきは、巻二(文筆中)・三(文筆下)に巻首目録及び本文に省略があることで(表4・5参照)、それは慶長写本や東山本に見られない特徴である。これについては次節で検討する。また、当本には本奥書を写し取った箇所があり、それを示すと次の通りである。

〔巻十七本奥書〕
〔享祿四十一 七日書寫了／宿直番衆所於灯下連々終功了〕
〔巻二十六本奥書〕
〔本云／一校了 判〕

三条西家所蔵の「朝野群載」に関しては、神宮文庫所蔵の三条家文書中に「三西文庫中朝野群載之類ト銘アル宮ノ入記」(以下「入記」と略称)と題する奉書紙の折紙一葉がある(図版C参照)。その記載時期が江戸時代のいつ頃なのかは不詳である。これはその名称からも知られるように三条西家文庫の「朝野群載之類」と銘ある箱の入記目録であり、伝来から考えて、それを三条家で写し取ったものと考えられる。これに三条西家に所蔵される「朝野群載」の冊数とその内訳や書写者など、その状態が判明する記載が存在する。それを抜き出してみると次の通りである。

朝野群載 不全部 七冊

自第一 至第三	一冊 御筆	自第七 至第九	一冊
自第四 至第六	一冊 筆者不知	自第十 至第十二	一冊 此冊 称名院殿御筆
自第十三 至第十五	一冊 此冊 称名院殿御筆 相交	自第十六 至第十八	一冊 此冊 称名院殿御筆
自第十九 至第二十一	一冊 此冊 称名院殿御筆 相交	自第二十二 至第二十四	一冊

同 新写故重相殿御筆歟、八冊

一冊 自第一 至第三	一冊 自第四 至第六	一冊 自第七 至第九	一冊 自第十 至第十二	一冊 自第十三 至第十五	一冊 自第十六 至第十八	一冊 自第十九 至第二十一	一冊 自第二十二 至第二十四
---------------	---------------	---------------	----------------	-----------------	-----------------	------------------	-------------------

当史料から次の諸点が判明する。①三条西家には「朝野群載」古写本と新写本の二本が存在し、古写本七冊は称名院右大臣すなわち三条西公条書写の巻を含んでいる。②古写本は、虫損などにより良好な状態ではなく、第一冊は端が破れていたりして完全なものではなかった。③本紙から知られる公条の自筆書写を含む冊は第一〜三、十一〜十三、十五〜十七、二十〜二十二の

十二巻分四冊である。④古写本と新写本はほぼ構成は同じであるが、新写本は巻二十八を別に一冊とし全八冊となっている。書写者は「故垂相殿」と推定している。⑤新写本は巻十二を欠き、第四冊目にその旨が注記されている。

まず、当史料にみえる朝野群載古本（以下三条西古本と称す）は現在その所在は不明である。新写本八冊は、巻構成や⑤の特徴が合致することから、国文学研究資料館史料館所蔵三条西本に該当するとみて間違いない。問題は新写本が古本を写したものと判断してよいかどうかである。まず、大局的に見て、古本が家に伝来しているのだから、その新写本を作成したとしても、何ら矛盾はない。さらに、巻構成がほぼ同じであること、後述する葉室本により巻十三にも享禄二年（一五九二）の本奥書が存在し、巻十七のものと併せて、その位置は公条自筆書写を含むとされる四冊の内の二冊、即ち巻十一〜十三、十五〜十七の末尾の巻に当たること等から、三条西家において伝来した古本の新写本を作成したとみるのが妥当であろう。新写本巻十七の本奥書も、享禄四年（一五九三）当時公条は権大納言であるから禁裏番を勤めていたはずであること、²⁸「宿直番衆所」という書き方が、諸書にみえる公条の奥書に類似すること等の状況から判断するならば、公条のものとも問題はないであろう。全冊に朱の合点や校合のあとがみられないのも、あるいは副本的性格を示しているものであろうか。

次に三条西古本に巻十二が存在したかどうか検討してみる。前掲「入記」からは古本に巻十二が欠けていたかどうかは示されていない。その転写と推定した新写本では巻十二が現存しないし、「入記」にも欠巻である旨の注記が存在する。可能性としては、もともと古本に存在しなかったか、或いは存在していたのが後に失われたか、どちらかであろう。しかし、十一〜十三を

一冊とする装幀で、中間部分のみちようど一巻分欠落するのは不自然であるから、当古本の巻十二は欠けていたとみるのが妥当であろう。おそらく、その親本の段階で欠巻となっていたと思われる。

なお、新写本の書写者「故垂相殿」であるが、垂相は大納言の唐名であるから、大納言もしくは権大納言を極官として没した人物を意味し、おそらく公条以降の三条西家の人物を指していると考えるのが穏当であろう。該当する人物としては、実教（一六九二〜一七〇二）、公福（一六九七〜一七〇五）、実称（一七〇九〜一七二〇）が挙げられる。この人物が特定できれば、本史料の作成年代や新写本の書写年代を割り出す有力な情報になるのであるが、残念ながら特定するだけの有力な根拠はない。ただし、この内もつとも遡る実教が、元禄十四年（一七〇二）に没しているので、本史料の作成はそれ以降ということになる。

筆者の憶測を述べれば、「故垂相殿」のみで実名や号名を記さないのは、それだけで人物を特定できるからであり、そのようなケースとしては垂相の前例がない時期もしくは没後まもない時期に本史料が作成されたためと考えられること、さらに「御筆敷」と推定するのは、同家の人物によって本史料が作成されたなら不審であること、前田綱紀（一六四一〜一七〇四）が、公福を助けて三条西家文庫の書庫造営と典籍の修復を本格的に行うのは元禄十五年からであること³⁰などからすれば、故垂相殿は実教がふさわしく、没後ただちに綱紀による同家蔵書の修復整理が始まっているから、その過程で前田家によって「朝野群載」の入った箱の入記目録が作成されたとの想定を可能性の一つとして掲げておきたい。

(2) 宮内庁書陵部所蔵葉室家旧蔵本(函号葉一―二七二)

当本については、『図書寮典籍解題』で述べられているように、各冊巻首に「葉室庫」「頼孝」の朱印がある。但し巻十二のみは別種の「葉室庫」の朱印と「頼重」の朱印があることから、葉室頼孝(二六四、二七〇)の時に欠巻だったものを、その子頼重(二六九、二七五)の時に補写したものと考えられる。本文は半丁に十三行程度の書写で、巻六、七、十一、十二、十五、十六に朱校合のあと、巻二十六には朱合点がある。巻・編目構成は表1参照。全八冊の内訳は、第一冊(巻一―三)、二冊(四―六)、三冊(七)、四冊(十一・十三)、五冊(十二)、六冊(十五―十七)、七冊(二十―二十二)(巻八の断簡含む)、八冊(二十六―二十八)であり、このうち巻十一と十三の間(第四冊二十七丁裏)に「第十二欠」との注記がある。巻十二は頼重の時に補写されたものであるから、この注記は頼孝の時のものであることは明白である。また、巻八の断簡が、巻二十一の中間に四丁分(第七冊二十九―三十二丁)、末尾に四丁分(同冊四十四―四十七丁)まぎれ込んでおり、第三冊表紙に「第七、八、九」とあることから本来は八・九共に現存していたことがわかる。巻七にも錯簡がみられ、この冊は他より若干破損がひどいように見受けられるから、或いは欠損により現存しないのか、その事情は判然としない。さらに巻六に錯簡(第二冊五十一丁は本来最末丁)と末尾約一丁分欠落、巻二十二末尾には約二丁分の欠落があるように、当本には錯簡・欠落等が存在し注意を要する。

また、本文巻二(文筆中)・三(文筆下)に三条西本と一致する省略がみられる。但し、三条西本で省略されている巻二目録半丁、巻三目録・誓願二首・起請一首の二丁分が、前後の本文とは別筆で補写されている。特に巻三

の補写二丁分は後から加えて綴じ直したためか、その前後が錯簡⁽²²⁾となっており注意する必要がある。

本奥書は巻十三、十七、二十六にあり、それを示すと次の通り。

「享禄二二二丁」
(卷十三本奥書)

「享禄四十一 七日書了了/宿直番衆所於灯下連々終功了」
(卷十七本奥書)

「本云/一校了 判」
(卷二十六本奥書)

葉室本には三条西本にみえる二つの本奥書に加えて、巻十三に本奥書が存在し、三条西本ではわからない三条西古本の情報を得ることができる。当本と三条西本とは、構成がほぼ同じで巻二・三の省略が合致し、同じ本奥書と「第十二欠」の注記が存在し、各丁の行詰・字詰も酷似することから、同じ系統に属し、兄弟本の関係にあると言える。

(3) 三条西古本について

三条西本と葉室本の親本と想定される三条西古本は、巻十三・十七に公条の奥書、巻二十六にその親本(後述の祖本)に存在した一校奥書を持ち、享禄二―四年頃の書写本とすることができる。構成は前掲「入記」に記された通り全七冊で、巻十二を欠く二十巻分と推測される。この三条西古本は現在は所在不明である。しかし、元禄十六年(一七〇三)頃に前田綱紀がこの本を借用しており、綱紀と三条西家との書札の往来を記録した前田育徳会尊経閣文庫所蔵「三条西蔵書再興始末記」⁽³³⁾に収載される元禄十六年四月二十八日付の前田家より三条西家への覚⁽³⁴⁾には次のように記されている。

覚

続日本紀一冊 第一至第六

三代実録一冊 第六至第十

元秘別録一卷 第二、但折本

朝野群載一冊 第廿六至第廿八

此四部者世間流布之書御座候間、其許^ニ而修復可^レ被^ニ仰付^一候哉、其内続日本紀・三代実録者毎^レ卷御奥書御座候^而、御先代之御筆と相見申候間、職人等^ニ御渡被^レ成候儀、如何可^レ有^ニ御座^一候哉、若此方^ニ而修復申付可^レ然候者、全部御取揃重^而御差下可^レ被^レ成候、(下略)

この内容は、前田家で借りていた四部の書籍の返却の際、実隆書写本と思しき「続日本紀」と「三代実録」については、修補を望むのであれば全冊揃えて再度送付されるよう申し出たものである。ここに「朝野群載一冊 第廿六至第廿八」と見えているのは、第二十六〜二十八を一冊とする構成から、三条西家所蔵本のうち新写本ではなく古本と見られる。さらに、この記事の前後を検索してみると、同年四月十一日の覚には次のようにある。

覚

本朝改元別録

日本三代実録

続日本紀

朝野群載

西宮記

北山抄

此六部世間^ニモ相見申候間、手前所持之本ト見合相違無^レ之云々、其許^ニ而修復御沙汰候歟^ニ可^ニ申入^一候、(下略)

とあり、注目したいのは傍線部で、三条西家より借用したこれら六部は、既

に網紀が所持する本と校合した結果相違は無かったというのである。こうした状況からすると、網紀は三条西古本を借用したが、自分の蔵する写本と校合したのみで、それを書写することはしなかったようである。現在同文庫が所蔵する「朝野群載」は二種確認できるが、一本は⁽³⁶⁾「青蓮王府」方形朱印が各冊に捺され、かつて青蓮院に蔵されていた本であることがわかり、実見したところ三条西本と同系統に属するものと思われ、もう一本は⁽³⁷⁾「左京市人蔵本」の長方形朱印が捺され、慶長写本と同系統に属するものであり、網紀が三条西古本を書写した形跡は確認できない。しかしながら元禄十六年頃までは古本が三条西家に存在しており、うち一冊を網紀が借用していたのである。その後の当古本の行方については現段階では判っていない。

三、後陽成天皇所持本と三条西古本の関係

以上から、後陽成天皇所持本を祖とする写本と三条西古本を祖とする写本との二つの系統が存在することが判明した。この節では、両系統について、A慶長写本、B東山本、C三条西本、D葉室本との本文比較を通していかなる関係にあるのか検討してみたい。具体的には表6を用いて、欠損箇所の比較という方法をとる。この四写本のみならず、本書の多くの写本は奥書が少なく、それから系統を辿っていくことがほとんど不可能であり、この方法なら奥書の有無にかかわらず内容から判断できると考えるからである。

欠損を比較すると様々なパターンが見られるが、その中から特に注目される傾向として、次の①③類型を抽出した。それぞれがどれに当たっているかは、表中「型」の項目に記載した。なお、Dの巻八大部分と巻九は欠けているが、

CとDは兄弟本の関係にあるので、CとDと見なし類型化した。

①全写本とも欠損箇所がほぼ一致する

②Aのみ欠損があり、B・C・Dでは欠損がない

③AとBのみ欠損がほぼ一致し、C・Dでは欠損がない

まずCとDがほぼ一致することから、両者は兄弟本であることを裏付ける結果とすることができる。②がみられる箇所は、東山本が書写の際に三条西古本系統の本によって文字が補われたり、欠損箇所の残画から判読できたことを示すものと思われる。したがって三条西古本系統の本によって補写されたとみられる巻九、二十、二十一には、②が多く見出せる。

次に注目されるのは、①と③の特徴が、巻二、五、七、十一、十三、十五、十七、二十一、二十七等ほとんどの巻で確認できることである。これについては、四つの写本は、祖本が共通するため①のような特徴が現れると考えられる。そして三条西古本の方が早い段階に書写したため、C・Dには欠損が少なく、時代が下って欠損が進んでしまった状態を書写したのがA・Bであった、と考えることによって③が現れることを一応説明できるのである。

この推測を補強する材料として次の点に注目したい。それは前にも触れたB・C・D本の巻二十六にみえる同じ一校奥書である。正確に言うと、Bは花押を模写したものであるのに対し、C・Dは「判」と記すのみである。この巻は一校奥書のないAもBと欠損箇所がほぼ共通するから、Aではこの一校奥書を書写の際に省略したとみられる。つまりこの四写本は共通の祖本を持つと考えられ、先の推測を補強するものであろう。

また、一校奥書に注目して、後陽成天皇所持本と三条西古本との関係を考えるならば、前者には一校奥書と花押が存在し、後者は「判」と記すのみで

あるから、後者の方が後次的な写本とすることができる。つまり、想定される共通の祖本とは、後陽成天皇所持本そのものであり、三条西古本も後陽成天皇が所持する以前にそれを書写していたと考えても特に矛盾はないのである。そして、後陽成天皇所持本は実時らしい花押をもつと推定したように、金沢文庫本であった可能性がある。

なお、巻十二については、後陽成天皇所持本にも存在せず、前述のとおり三条西古本の段階でも欠巻であった可能性が高いことから、享禄頃に既に失われていたものと推測される。そうなる現存する巻十二の祖本が問題になる。後に補写された東山本と葉室本とを比較してみると、まず欠損箇所は、二箇所だけ一致し、それ以外は葉室本の方に文字が存在することがわかる(表6参照)。体裁も東山本で割書の箇所が葉室本では本文と同じ大きさで書かれる等相違する箇所がみられ、文字の異同も所々に見られる。こうした点からすれば、少なくとも両者は兄弟本ではないといえる。ただし、二箇所の欠損が一致することから、祖本が共通し、それぞれ書写の段階が相違する写本を親本とした可能性もある。現段階ではこの程度のことしか言えず、巻十二の祖本についてはさらなる調査を必要とする。

各写本の書誌情報と以上の比較結果から、この共通の祖本と後陽成天皇所持本、三条西古本との関係について現時点での筆者の仮説を整理しておく。祖本は、金沢文庫本の可能性があり、享禄二、四年には三条西公条等がこれを書写し三条西古本が作成された。この時点では、現在知られる編目のうち巻十二を欠く全二十巻で、その中には巻一も存在し、実時らしい花押がある巻二十六を含んでいた。その後、巻一が失われ、欠損が進み、孝亮抄本が作成された慶長六年時には後陽成天皇のもとに十九巻として伝存していたものと

想定される。この後陽成天皇所持本を親本として慶長写本、東山本が書写されるが、後陽成天皇所持本自体は万治四年の内裏火災により焼失したと考えられる。一方、三条西古本はその後三条西家に伝えられ、三条西本や葉室本が書写された。元禄十六年頃に前田綱紀がこの一部を借用していることが確認できるが、その後の所在は不明である。

さて、もう一つ系統を考える上で無視できないのは、三条西古本系統の巻二・三に、巻首の目録と本文に省略がある点である(表3~5参照)。四写本は共通の祖本を持つとの立場からすると、この省略は後陽成天皇所持本系統には存在しないことから、共通の祖本にはなかったと考えられる。むしろ三条西古本系統の大きな特徴とすることができる。或いは三条西家で書写した際に省略したものではなからうか。この省略の意図は、「古簡集影」の解説でも指摘されているように、「本朝文粹」「本朝統文粹」に収載されている記文が十三例省略されているので、当時存在した詩文集や典籍に収載されるものは省略したものとと思われる、それを行った人物としては、漢文学などの素養のある三条西公条がふさわしいのではなからうか。実際に前掲「入記」には、巻一〜三の書写は「称名院右大臣殿御筆」であったと記されているから、彼の所為である可能性は高いであろう。このように考えると、省略が見られる巻一の祖も三条西古本である可能性が高いと言えよう。

ところで、諸本中で唯一巻一に巻首の目録があり、本文省略のない猪熊本は、後陽成天皇所持本系統とその特徴が一致すると言うことができる。後陽成天皇所持本もかつて巻一が存在したが、失われてしまったことは前述のとおりである。その失われた巻一が猪熊本である可能性があるのかどうかを最後に検討しておきたい。方法としては、失われた巻一を写した三条西古本の

転写本である三条西本・葉室本の欠損箇所が、猪熊本ではどうなっているのかを比較することとし、表7を作成した。これによると、いずれの箇所も猪熊本に文字が存在し、三条西本以下の写本は猪熊本を祖本とするものではない可能性が高いことを示す結果となった。体裁においても次に挙げる例のように、猪熊本と三条西本・葉室本とは相違する箇所がみられる(大系本十二頁)。

〈猪熊本〉

御劍銘 橋広相

刺鐘伝方：(中略)：表名於銘、

件銘広相作覽昭宣公、々献寛平聖王、

〈三条西本・葉室本〉

御劍銘 橋広相 件銘広相作覽昭宣公、々献寛平聖王、

刺鐘伝方：(中略)：表名於銘、

このことから、猪熊本は失われた後陽成天皇所持本系統の巻一そのものではないと考えられる。³⁸⁾猪熊本は近世において書写や校合に用いられた形跡は現段階では確認できず、伝来等も不明であり、まさに孤本と言えよう。

以上述べてきたことを、図示するならば図1のようにならう。実際には各写本間での校合・補写などが存在したと思われるが、大きな流れは後陽成天皇所持本と三条西古本を中心に図1のようになると思われる。

おわりに

本稿では、四写本を中心とした調査結果と、それを基に筆者の想定する写

本関係図を示してみた。まだ多くの写本調査を必要とするが、本稿で指摘した後陽成天皇所持本系統と三条西古本系統という二つの系統の存在は、数多くある本書の写本を調査する上で、若干の指針となるものと考えている。

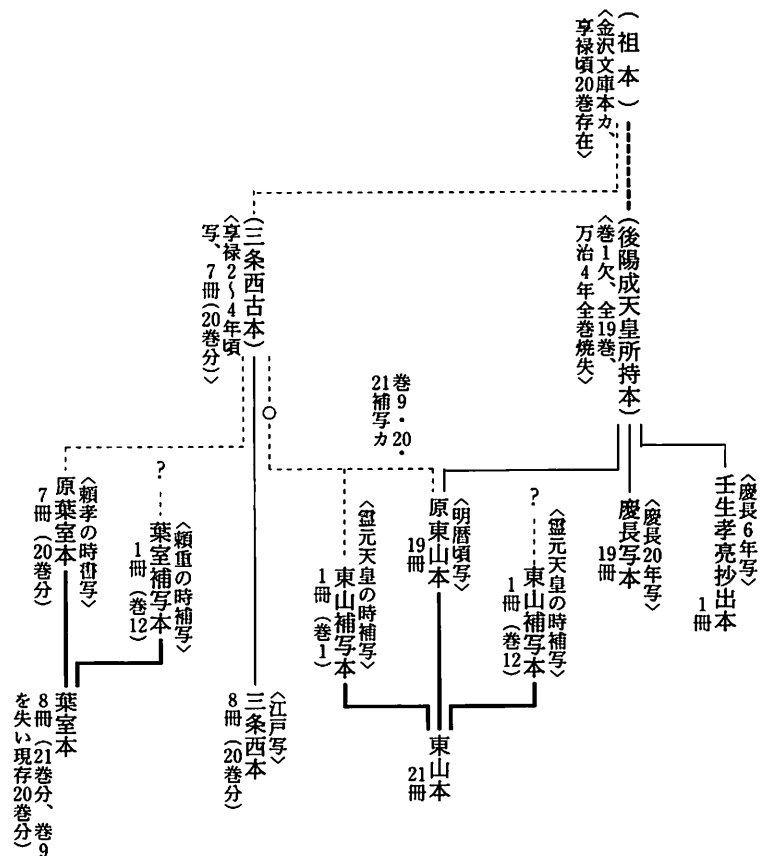
以上の考察を踏まえて、再び大系本の底本と対校本に眼を向けてみると、卷二以下の底本旧林崎文庫本は後陽成天皇所持本系統に属するが、対校本である旧宮崎文庫本には卷二・三に、旧宇治殿本には卷二（卷三欠）に、それぞれ省略があり、三条西古本系統に属するものと見られる。したがって大系本は両系統の写本の情報が反映されていなければならないのであるが、伴信友校本や底本にある山川真清の校訂の影響が強く、三条西古本系統の本の情報あまり反映されていない。特に人名などは、欠損が進む以前の情報を有する三条西古本系統により再校訂の余地が有ろう。

本稿で取り上げた写本以外にも、蓬左文庫所蔵本や内閣文庫所蔵林家本など江戸初期の写本が存在し、筆者が調査した限りでは、両写本とも後陽成天皇所持本系統に属すると思われる。しかし、両写本とも卷十二が存在し、同巻を補写している東山本・葉室本との関係など検討しなければならぬ。このほか抄出本であるが、日光山輪王寺天海蔵「朝野群載抄」⁽¹²⁾には、「朝野群載」逸文らしき文書が存在する点で注目され、抄出時期もかなり遡るものと推定され、校訂にも有益である。これらについては今後の課題としたい。

【朝野群載】書誌の研究は緒にたばかりであり、今後の研究の進展を期待したい。また本稿がその一助となれば幸いである。

【図1】四写本を中心とした略系統図

※——は転写、……は推定転写、——は伝来、……は推定伝来、（ ）は現存せずもしくは所在不明の写本。



註

- (1) 全十三冊で天保十二年(二八四)に山川真清が伴信友の校本を書写し、これに真清が朱筆で校訂を加えたものである。大系本の凡例では「現存の全巻を通じての比較的善本たり」と評価している。山川真清については、水本浩典「律令註釈書の系統的研究」(塙書房、一九九一年)所収「第三章江戸期における『令集解』研究の一例」に詳しい。
- (2) 全二十一冊。大系本凡例には「十二冊」とするが誤り。巻構成は第一〜六、七〜九、十一〜十三、十五〜十七、二十〜二十二、二十六〜二十八。
- (3) 全十五冊。巻構成は第一、二、四〜九、十一〜十三、十六、二十、二十六、二十七。
- (4) 拙稿「官職家業化の進展と下級技能官人―陰陽寮を中心に―」(林陸朗・鈴木靖民編「日本古代の国家と祭儀」雄山閣出版、一九九六年)。
- (5) 竹内理三「古文書学からみた『朝野群載』」(新訂増補国史大系月報)九、一九六四年、弥永貞三「朝野群載」(「国史大系書目解題」上、吉川弘文館、一九七一年)、木本好信「解題『朝野群載』と三善為康」(木本好信・大島幸雄・菅原邦彦編「朝野群載総索引」国書刊行会、一九八二年)、川口久雄「本朝統文粹と朝野群載」(「平安朝日本漢文学史の研究」下増訂三版、明治書院、一九八八年)。
- (6) 東京帝国大学史料編纂掛編「古簡集影」第六輯、一九二六年。
- (7) 宮内庁書陵部編「図書寮典籍解題」続歴史篇(養徳社、一九五一年)。
- (8) 福井保「御書籍来歴志」について(「内閣文庫書誌の研究―江戸幕府紅葉山文庫本の考証―」日本書誌学大系十二、青装堂書店、一九八〇年)、同「紅葉山文庫」(郷学舎、一九八〇年)などを参照。
- (9) 「幕府書物方日記」(大日本近世史料所収)には、慶長写本と考えられる十九冊本の「朝野群載」について、紺表紙・糸花色の装幀である旨の記載がみられ、当写本と合致する。また、これとは別に花色表紙・糸白の装幀の十二冊本の写本も存在し、これに該当する写本は、花色表紙で「紅葉山本」の長方形朱

印の捺される国立公文書館内閣文庫所蔵本(十二冊、函号一四七一―一五二)と
思われる。

- (10) 副島種経校訂「新訂本光国師日記」(統群書類従完成会)を使用。
- (11) 「近藤正斎全集」第二巻所収、国書刊行会、一九〇六年。
- (12) 「朝野群載抜粹」(函号F一〇一―一七六)
- (13) 「孝亮宿祢記」(函号F九一―一〇六)
- (14) 壬生季連が「孝亮宿祢記」を元禄年間に書写した取要本(函号F九一―三〇)では、「上」が「官庫」となっている。なお、当該箇所は次の通り。
十七日 就任補之事 朝野群載又五巻被下、則書写了、類聚国史可有_レ観覽之由勅定有_レ之、即進_上之、其後被_{返下}之曰、類聚国史官庫ニモ廿巻斗有_レ之、可_レ被_{借下}之由被_{仰出}、先度一卷朝野群載早々可_レ上之由有_レ仰、(中略)
- (15) 親本が別の禁裏本だった可能性も考えられるが、江戸初期の禁裏本朝野群載は後陽成天皇所持本以外は確認できないこと、少なくとも慶長写本と欠損箇所的一致する巻七や二十二は、共に後陽成天皇所持本から抄出したと見られることから、可能性は低い。
- (16) 後陽成院の蔵書が後水尾天皇に継受されたことについては、「泰重卿記」元和三年(一六七)十月二十六日条から知られることが、田島氏によって指摘されている。田島公「近世禁裏文庫の変遷と蔵書目録―東山御文庫本の史料学的・目録学的研究のために―」(「皇室の至宝 東山御文庫御物」五、毎日新聞社、二〇〇〇年。のち加筆補訂して「東山御文庫を中心とした禁裏本および禁裏文庫の総合的研究」一九九八年度〜二〇〇〇年度科学研究費(基盤研究(A)(2))補助金成果報告書、二〇〇一年)参照。
- (17) 「孝亮宿祢記」によれば、元和九年(一七三三)六月二十一日に禁裏より内々の仰せがあつて同書を借し献じており、寛永八年(一七三二)八月二十九日に中院

大納言通村の手を経て後水尾上皇より返却されている。吉岡眞之「類聚国史」
〔国史大系書目解題〕下、吉川弘文館、二〇〇一年〕参照。なお、ここに見える
「類聚国史」二十二巻の一部は東北大学狩野文庫本一巻・尊経閣文庫本四巻
の卷子本として伝えられている。

(18) 大東急記念文庫善本叢刊第十一近世篇2「書目集」一〔汲古書院、一九七
七年〕所収。

(19) 福田秀一「大東急記念文庫蔵『禁裡御蔵書目録』について」〔かがみ〕六、
一九六一年)、田島公「禁裏文庫の変遷と東山御文庫の蔵書―古代・中世の古
典籍・古記録研究のために―」(大山喬平教授退官記念会編「日本社会の史的
構造」古代・中世、思文閣出版、一九九七年)。

(20) 「先度一巻」とは巻第一(文筆上)を指すものではない。その理由として
は、慶長二十年時に後陽成天皇所持本には巻第一は欠巻であり、また「任補之
事」の先例調査で、巻第一(文筆上)は参考にならないと思われるからである。
さらに「又五巻」について、「孝亮宿祢記」は閲覧を許され「則書写畢」と記
すが、当抄本には巻第五(朝儀下)から抄出はなく、慶長写本で「巻第五下」
とする「撰録家・公卿家」は巻七と認識して抄出していることから、これも特
定の巻を示すものではなく、巻数のことであろう。

(21) 北条実時の書写本については、関靖「金沢文庫の研究」(本論第二章金沢
文庫本)(大日本雄弁会講談社、一九五一年)参照。実時の花押は、他に書陵
部所蔵「群書治要」、東山御文庫蔵「類聚三代格」、蓬左文庫蔵「齊民要術」な
どにみえる。

(22) 「金沢文庫古文書」第一輯(武將編)、一九五二年。

(23) 小泉宜右氏によれば、貞秀は、卒去年月日も不明であり、金沢貞頭の書状
等から父宗秀に先立って早世していること、延慶元年(三〇)十一月頃までの
生存は確認しうること等の指摘がなされている。詳細は、小泉宜右「御家人長
井氏について」(高橋隆三先生喜寿記念論集「古記録の研究」続群書類従完成
会、一九七〇年)参照。

(24) 関前掲註(21)著書、結城陸郎「金沢文庫の教育史的研究」(吉川弘文館、
一九六二年)、同「金沢文庫と足利学校」(至文堂、一九五九年)など参照。

(25) 結城前掲註(24)著書「金沢文庫の教育史的研究」(第四章教育史上より
みたる金沢文庫)参照。

(26) 国文学研究資料館史料館編「史料館所蔵史料目録第68集 山城国諸家文書
目録(その二)」(名著出版、一九九九年)参照。

(27) 巻十五にも、慶長写本や東山本に存在する「掃部寮請結政料物申文」(大
系本三六三頁)が当本や後述の葉室本には存在しない。ただ、前後が陰陽道に
関する文書であることからすれば、この文書がない方が自然であり、これは省
略とは思えず、むしろ慶長写本・東山本の親本に、文書の書様を示すため、何
らかの形(貼紙や裏書など)で書き加えられていたものを、両本が本文として
書写してしまったのではないかと現段階では推測している。ちなみに、孝亮抄
本にも存在する。

(28) 新写本巻十七の本奥書「享祿四十一日書写了/宿直番衆所於灯下連々
終功了」とあるので、三条西公条がこの日禁裏の番に当たっていたかどうか確
認できればよいのであるが、「二水記」「後法成寺関白記」「言継卿記」などで
は、当日の番が誰だったのか確認できない。

(29) 一例を挙げれば、書陵部所蔵谷森本「続日本後紀」(函号谷一三〇九)巻
十の三条西公条奥書に「天文三閏正月六日於禁中番衆所灯下終書功了、今夜甚
雨」とある。

(30) 近藤磐雄編「加賀松雲公」中、一九〇八年。

(31) 巻第六の編目の下に「イ七」の朱書、巻第七の編目右傍に「イ六」の朱書
がある。巻六と七の編次を逆にして写本としては壬生本等が知られるが、
或いはそれとの校合を示す痕跡であろうか。巻十一・十二・十五・十六は本文
中に数カ所みられる。

(32) 現状では、錯簡が第一冊十九〜二十五丁にみられ、正しくは、十八丁に続
いて、二十二〜二十一↓二十三↓二十四↓十九↓二十の順になり、二十五丁に

続く。二十二丁裏の「此間書統也」の注記は、二十三丁表に続くことを意味するものと思われる。

(33) 「書札類稿」七〇九、(函号六一一五外)

(34) 飯田瑞穂「尊経閣文庫蔵「類聚国史」抄出紙片について―「三代実録」逸文の紹介―」(高橋隆三先生喜寿記念論集刊行会編「古記録の研究」〔続群書類完成会、一九七〇年〕所収。のち著作集4「古代史籍の研究」下〔吉川弘文館、二〇〇〇年〕に再録)において、同文庫に伝わった「類聚国史」抄出紙片について検討する際に、当史料のこの部分を翻刻引用している。

(35) 元禄十六年(一七〇〇)四月二十八日覚の直前には、「朝野群載一冊 卷廿六至卷廿八 墨付四十九」とあり、およその丁数を知る手がかりが記されている。因みに葉室本の第八冊(卷二十六〜二十八)は墨付四十八(表紙を除く)、三条西本の第七(卷二十六・二十七)・八(卷二十八)冊を合わせると墨付四十八(表紙を除く)となり、葉室・三条西本とも比較的親本を忠実に書写しているようである。

(36) 全十冊(函号一四一五七)。卷四、五、十一、十二、十三、十五・十六、十七、二十、二十一、二十二が現存する。書陵部本(巻九のみ一冊、函号一七三一一六四)にも「青蓮王府」方形朱印の捺されるものがあり、本来一具のものと考えられる。

(37) 全二十一冊(函号一四一五七)。

(38) 猪熊本には、随所に文字訂正のための傍書(墨書)が存在する。これは他本との校合によるものと思われるが、その訂正等として傍書された文字は、三条西本や葉室本の本文と一致するものが多く、あるいは猪熊本がこれらの祖本(失われた一巻)と校合したあとかもしれないが、詳細な調査は今後の課題としたい。

(39) 伴信友本は小浜市立図書館所蔵信友自筆本(全十冊、函号伴一九一)を始め、東京国立博物館所蔵本(全二十一冊、函号五〇九五)、内閣文庫所蔵本(全二十一冊、函号一四七一―一四六)などがある。なお、信友自筆本の詳細は

小浜市立図書館「酒井家文庫綜合目録」(一九八七年)を参照。

(40) 全十三冊。奥書はなく、全冊に「尾陽内(文)庫」の方形朱印(徳川美術館に現存)が捺される。この印は「御本」印に次いで古く、徳川義直蔵書の一部と二世光友時代の蔵書に捺されているという。書写年代について検討してみると、慶安四年(一六五三)三月段階での尾張徳川家の蔵書が記される蓬左文庫所蔵「御書籍目録」(一冊、函号一四二二―一四)には「朝野群載 十三冊」と見えしており、それ以前の寛永年間に存在した蔵書を記した同所蔵「御書籍目録」(二冊、函号一四二二―一四)には収載されていないことからすれば、義直晩年頃に尾張徳川家に入ったもので、書写時期もその頃と考えられ、江戸初期の写本であることは確実と言えよう。

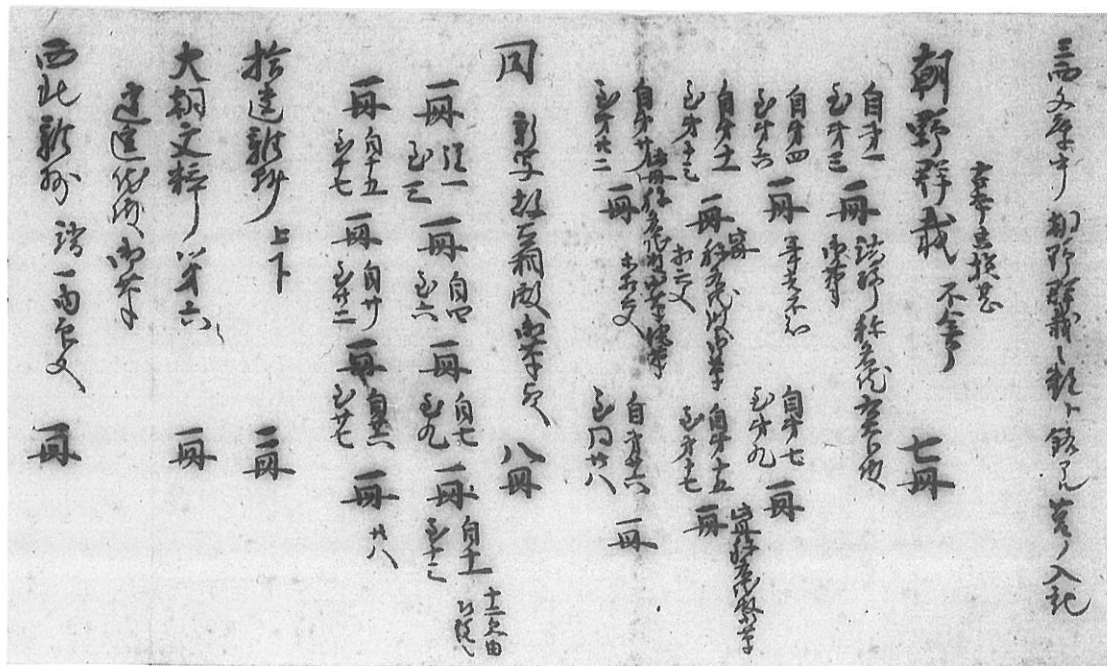
(41) 全十七冊(函号一四七一―一五〇)。

(42) 巻首に天海の自署あり。奥書には、「右抄者従後陽成院拝領了、後代秘蔵可致者也、山門執行探題天海之」とあり、後陽成院から天海大僧正が拝領したものとされる。長沢規矩也編輯「日光山「天海蔵」主要古書解題」(日光山輪王寺、一九六六年)参照。なお、同じ写本は東山御文庫(函号勅一六五―三)にも蔵されている。本書の詳細については、別稿にて紹介する予定である。

〔付記〕本稿は二〇〇二年一月国史学会例会での報告をもとに、その後の調査により加筆修正したものである。作成に当たり、北啓太・西本昌弘・詫間直樹・小森正明・石田実洋の各氏から貴重なご教示を得た。史料掲載をご許可いただいた神宮文庫・名古屋市蓬左文庫をはじめ、史料閲覧に便宜をはかっていたいた各所蔵機関とともに、これら諸氏に厚くお礼申し上げる。

【表1】 巻・編目対照表

大系本の巻・編目	慶長写本	東山本	三条西本	葉室本
巻1文筆上	(欠)	巻1文筆上<補写>	巻1文筆上	巻1文筆上
巻2文筆中	巻2文筆中	巻2文筆中	巻2文筆中	巻2文筆中
巻3文筆下	巻3文筆下	巻3文筆下	巻3文筆下	巻3文筆下
巻4朝儀上	巻4朝儀上	巻4朝儀上	巻4朝儀上	巻4朝儀上
巻5朝儀下	巻5下朝儀下	巻5朝儀下	巻5朝儀下	巻5朝儀下
巻6神祇官・太政官	巻6神祇官・太政〔官脱〕	巻6神祇官・太政官	巻6神祇官・太政官	巻6神祇官・太政官(朱書「イ七」とあり)
巻7撰録家・公卿家	巻5上撰録家・公卿家	巻7撰録家・公卿家(巻五を消し「七」と傍書)	巻7撰録家・公卿家	巻7撰録家・公卿家(朱書「イ六」とあり)
巻8別奏	巻8別奏	巻8別奏	巻8別奏	巻8別奏(巻21中に残簡としてあり)
巻9功劳	巻9功劳	巻9功劳	巻9功劳	(欠損)
(欠)	(欠)	(欠)	(欠)	(欠)
巻11廷尉	巻11廷尉	巻11廷尉	巻11廷尉	巻11廷尉
巻12内記	(欠)	巻12内記<補写>	(欠)	巻12内記<補写>
巻13紀伝上	巻13紀伝上	巻13紀伝上	巻13紀伝上	巻13紀伝上(本奥書アリ)
(欠)	(欠)	(欠)	(欠)	(欠)
巻15陰陽道・暦道・天文道・医道	巻15陰陽道・暦道・天文道・医道	巻15陰陽道・暦道・天文道・医道	巻15陰陽道・暦道・天文道・医道	巻15陰陽道・暦道・天文道・医道
巻16仏事上付法僧	巻16仏事上付法僧	巻16仏事上付法僧	巻16仏事上付法僧	巻16仏事上付法僧
巻17仏事下付法僧	巻17仏事下付法僧	巻17仏事下付法僧	巻17仏事下付法僧(本奥書アリ)	巻17仏事下付法僧(本奥書アリ)
(欠)	(欠)	(欠)	(欠)	(欠)
(欠)	(欠)	(欠)	(欠)	(欠)
巻20大宰府付管国・異国	巻20大宰府付管国・異国	巻20大宰府付管国・異国	巻20大宰府付管国・異国	巻20大宰府付管国・異国
巻21雑文上・凶事	巻21雑文上・凶事	巻21雑文上・凶事	巻21雑文上・凶事	巻21雑文上・凶事
巻22諸国雑事上	巻22諸国雑事上	巻22諸国雑事上	巻22諸国雑事上	巻22諸国雑事上
(欠)	(欠)	(欠)	(欠)	(欠)
(欠)	(欠)	(欠)	(欠)	(欠)
(欠)	(欠)	(欠)	(欠)	(欠)
巻26諸国公文中	巻26諸国公文中	巻26諸国公文中(本奥書・花押模写アリ)	巻26諸国公文中(本奥書・判アリ)	巻26諸国公文中(本奥書・判アリ)
巻27諸国公文下	巻27諸国公文下	巻27諸国公文下	巻27諸国公文下	巻27諸国公文下
巻28諸国功過	巻28諸国功過	巻28諸国功過	巻28諸国功過	巻28諸国功過
(欠)	(欠)	(欠)	(欠)	(欠)
(欠)	(欠)	(欠)	(欠)	(欠)



(図版C) 神宮文庫所蔵三条家文書「三西文庫中朝野群載ト銘アル管ノ入記」(部分)

【表3】『朝野群載』巻1（文筆上）対照表

○=記文あり ×=省略

大系本〔底本猶熊本〕による内容		東山補写本	三條西本	葉室本	備考
序		○	○	○	
目録		×	×	×	
賦	視登知照賦(大江以旨)	題のみ	題のみ	題のみ	文粹
	春雷賦(紀長谷雄)	題のみ	題のみ	題のみ	文粹
詩	奉試詩(大江匡衡)	○	○	○	
	古調詩(源英明)	×	×	×	文粹
	越調詩(紀長谷雄)	×	×	×	文粹
	字調詩(源原真友)	×	×	×	文粹
	同(源順)	×	×	×	文粹
	離合詩(橋在列)	×	×	×	文粹
	走脚詩(藤原敦隆)	○	○	○	
	同(藤原公明)	○	○	○	
	同(大江政時)	○	○	○	
	廻文詩(橋在列)	×	×	×	文粹
	同(藤原公章)	○	○	○	
箴	審麗箴(都在高)	○	○	○	
	同(平兼材)	○	○	○	
時序	日観集序(大江維時)	○	○	○	
	句題時序(菅原道真)	×	×	×	文粹・文草
和歌序	新撰倭歌序(紀貫之)	×	×	×	文粹
	新楽府廿句和歌廻序(大江通国)	○	○	○	
	和歌類林序(藤原敦隆)	○	○	○	
	大井河尻紅葉和歌序(藤原国成)	×	×	×	続文粹
	殿上花見和歌序(藤原実範)	×	×	×	続文粹
歌	春風歌応製(紀長谷雄)	×	×	×	
	高鳳刺貫賤之同交歌(源順)	×	×	×	文粹
碑文	叡山水飲道場観音像碑文	○	○	○	
銘	右大臣劍銘(菅原道真)	×	×	×	文粹・文草
	御劍銘(橋広相)	○	○	○	
	銚子銘(都良香)	×	×	×	文粹・都集
	金鼓銘并序(菅原文時)	×	×	×	文粹
	般若寺鐘銘	○	○	○	
	総持寺鐘銘	○	○	○	
	座左銘并序(兼明親王)	×	×	×	文粹
	統座左銘并序(大江匡房)	○	○	○	続文粹
	十二時漏刻銘并序(藤原敦光)	○	○	○	続文粹
	十二時不動尊銘(惟宗季旨)	○	○	○	
	辞	世紳辞(紀長谷雄)	○	○	○
髮落詞(兼明親王)		×	×	×	文粹
愁鬢詞并序(藤原敦隆)		×	×	×	
讃	西方極楽讃(具平親王)	×	×	×	文粹
	天台智者大師讃(橋在列)	○	○	○	
	聖徳太子讃	○	○	○	
	伝教大師讃	○	○	○	
	柿本人麿画讃一首并序(藤原敦光)	○	○	○	続文粹
吟	葉落吟(紀長谷雄)	×	×	×	
	貧女吟(紀長谷雄)	×	×	×	文粹
	閑中吟(藤原公明)	×	×	×	
歌	落花歌(紀長谷雄)	×	×	×	
	歌白髪(紀)	×	×	×	
曲	恨啄木曲(紀)	×	×	×	
	憶禁中(藤原実兼)	×	×	×	
行	老閑行(菅原文時)	×	×	×	文粹・要略
文	瞎眼文(三善清行)	×	×	×	文粹・要略
啓	延暦寺奉賀儲君始立啓	○	○	○	

表3～5において、「大系本による内容」欄は大系本の電頭掲出を参考にした。作者が判明するものは()内に記した。また、史料略称は以下の通り。「本朝文粹」=文粹。「本朝続文粹」=続文粹。「菅家文草」=文草。「都氏文集」=都集。「政事要略」=要略。

【表4】「朝野群載」巻2（文筆中）対照表

○=記文あり ×=省略

大系本（底本旧林崎文庫本）による内容		東山・慶長写本	三条西本	葉室本	備考
目録		○	×	△（補写）	
伝	書写山上人伝（花山法皇）	○	○	○	
	装束進退伝	○	○	○	
引	沈春引（惟宗孝仲）	○	○	○	
	同	○	○（大江政時）	○（大江政時）	
	同（三善為康）	○	○	○	
願文	賽管丞相願文（廢滋保胤）	○	×	×	文粹
	在原氏瀛韻文（大江朝綱）	○	×	×	文粹
	源兼明供養自筆法華經願文（兼明親王）	○	×	×	文粹
	源高明正嫡乳母瀛韻文（源順）	○	○	○	
呪願	仁王会呪願文（菅原輔正）	○	×	×	
	延暦寺仁王会呪願文（尊敬）	○	×	×	
	法勝寺塔供養呪願文（大江匡房）	○	×	×	
献物	北野廟献物願文（大江匡衡）	○	×	×	文粹
祝言	皇子御元服祝文（紀長谷雄）	○	○	○	文粹
奉行	宣旨奉行文（源順）	○	○	○	文粹
表白	法花經講表白（兼明親王）	○	○	○	文粹
	二諦義表白（藤原明衡）	○	○	○	
	三周義表白	○	○	○	
	天台山不断念仏發願表白	○	○	○	
縁起	広隆寺縁起	○	○	○	
	賀茂社桜会縁起（大江佐国）	○	○	○	
式	円明寺供養式（源經信）	○	○	○	
消息	中納言源雅請拜任大納言関消息（源順雅）	○	○	○	
書	今上奉答法皇御書（紀長谷雄）	○	○	○	文粹
	辞法皇尊号御書（菅原道真）	○	○	○	文章
	法皇辞封戸御書（紀長谷雄）	○	×	×	文粹

【表5】「朝野群載」巻3（文筆下）対照表

○=記文あり ×=省略

大系本（底本旧林崎文庫本）による内容		東山・慶長写本	三条西本	葉室本	備考
目録		○	×	△（補写）	
誓願	誓願書（兼明親王）	○	×	△（補写）	文粹
	同（兼明親王）	○	×	△（補写）	文粹
起請	山亭起請（兼明親王）	○	×	△（補写）	文粹
	延暦寺起請（藤原敦光）	○	○	○	
告文	尊星王供御告文（藤原正家）	○	○	○	
	尊星王供御告文（藤原正家）	○	○	○	
	皇后安鎮法御告文（藤原正家）	○	○	○	
	太政大臣藤原信長造九条堂告文（藤原成季）	○	○	○	
	関白藤原頼通春日社告文（橘孝親）	○	○	○	
	藤原行成美福門額字修飾告文（大江以言）	○	×	×	文粹
祭文	法皇北斗御修法御祭文	○	○	○	
	北辰御祭文	○	○	○	
	右大臣源兼明祭龜山神文（兼明親王）	○	×	×	文粹
	関白藤原忠実地神供祭文（藤原令明）	○	×	×	
	祭慈惠大師尊盤祭文（大江匡房）	○	×	×	
	大江匡衡熱田宮祭文（大江匡衡）	○	×	×	
	橘俊綱等歌合祭文（大江匡房）	○	○	○	
	大江匡房折病平癒祭文（大江匡房）	○	×	×	
都状	後冷泉天皇都状	○	○	○	
	藤原頼（為）隆都状	○	○	○	
記	亭子院賜酒記（紀長谷雄）	○	×	×	文粹・紀家集
	納和歌集於平等院經蔵記（惟宗孝言）	○	×	×	統文粹
	勸学会記	○	×	×	
	江納言暮年時記（大江匡房）	○	×	×	統文粹
	詩境記（大江匡房）	○	×	×	
	対馬貢銀記	○	×	×	
	遊女記（大江匡房）	○	○	○	
	傀儡子記（大江匡房）	○	○	○	
	宮崎宮記（大江匡房）	○	○	○	
	洛陽田楽記（大江匡房）	○	○	○	

【表6】 欠損箇所比較表 I

※□は空白若しくは残画なし。■は残画あるが判読できていない箇所。(欠)は省略もしくは欠巻。〈 〉は割書を示す。「頁-行」は大系本の頁数と行数を示す。なお、表6は、欠損箇所全てを示すものではなく、写本間の欠損を比較観察し、①～③の類型を各巻数例ずつ抽出した。

巻	A 慶長写本	B 東山本	C 三条西本	D 葉室本	頁-行	型
2	…虚空□□雖…	…虚空□□雖…	…虚空□□惟…	…虚空、、、惟…	37-1	①
2	…濶□五条荒…	…濶□■条荒…	…濶□□□荒…	…濶、、、荒…	37-10	①
2	…身□□矣…	…身□□矣…	…身□□矣…	…身、、矣…	38-7	①
2	…之□落…	…之■落…	…之至落…	…之至落…	38-11	③
2	…実□～□廻…	…実□～□仰■廻…	…実封不受虚称何劳仰願廻…	…実封不受虚称何劳仰願廻…	41-11	③
2	…寒□□便於□而…	…寒□□□於□而…	…寒温之便於焉而…	…寒温之便於焉而…	42-3	③
3	…於□□如…	…於■□如…	…於塗炭如…	…於塗炭如…	45-5	③
3	…飽餒□水…	…飽■水…	…飽餒逐水…	…飽餒逐水…	67-3	③
4	…之□□□故下	…之■緩■故下	…之勿緩怠故下	…之勿緩怠故下	96-13	③
4	餽□□杯…	餽■□杯…	餽登斗杯…	餽登斗杯…	105-1	③
5	〈覆勘□□衆〉	〈覆勘■衆〉	〈覆勘開闢衆〉	〈覆勘開闢衆〉	107-7	③
5	延久	延久二年十二月六日	延久 月、日	延久、、、月、日	131-7	①
5	…異客任□景其意…	…異客任□景其意…	…異客任、、位景其意…	…異客任、、位景其意…	131-11	①
5	…往反□□且…	…往反不判□且…	…往反不判云々且…	…往反不判云々且…	131-12	③
5	…可□□誠之状…	…可□□誠之状…	…可、炳誠之状…	…可、炳誠之状…	131-13	①
6	…坐□□□比咩…	…坐□□路比咩…	…坐準路比咩…	…坐準路比咩…	137-9	③
6	…前神□□神投…	…前神足□神投…	…前神足羽神投…	…前神足羽神投…	138-4	③
6	…任之宗重…	…任之或以府案主被補之宗重…	…任之或以府案主被補之宗重…	…任之或以府案主被補之宗重…	165-8	②
6	…公麻雜□□稻…	…公麻雜□□稻…	…公麻雜々乃稻…	…公麻雜々乃稻…	168-11	③
7	…宜□～□宜…	…宜□勅官□□宜…	…宜奉勅官中雜事宜…	…宜奉勅官中雜事宜…	174-11	③
7	…昌非□□履之故…	…昌非□□履之故…	…昌非但□□故…	…昌非信不、之故…	175-9	①
7	…於□～□此…	…於□□□然後□～□庶頼此…	…於内大臣然後奏下一如故事庶頼此…	…於内大臣然後奏下一如故事庶頼此…	175-10	③
7	天永元年□～□日…	天永元年□～□日…	天永元年十一月卅日…	天永元年十一月卅日…	176-4	③
7	…由仰者仰旨…	…由宜□仰者仰旨…	…由宜、仰者仰旨…	…由宜、仰者仰旨…	181-2	①
7	…可違□故下	…可違大故下	…可違、故下	…可違、故下	182-11	①
8	…介□□朝臣…	…介■茂朝臣…	…介賀茂朝臣…	(欠)	207-7	③
8	…状申送如件□□	…状■□□□	…状申送如件置解	(欠)	207-8	③
8	…座□～□	…座■勤勞状	…座格勤第状	(欠)	209-2	③
8	…前□～□以往…	…前□□藤原家隆以往…	…前、藤原、、以往…	…前、藤原、、以往…	219-10	①
8	…近江國□御難…	…近江國■御難…	…近江國貢御難…	(欠)	224-11	③
9	…成□望□□豈…	…成其望在國豈…	…成其望在國豈…	(欠)	234-12	②
9	…御□正卿…	…御時輔正卿…	…御時輔正卿…	(欠)	235-3	②
9	…讓姓德采女職状	…讓姓同姓德子補任采女職状	…讓姓同姓德子補任采女職状	(欠)	247-7	②
9	…職領□儘…	…職領□儘…	…職領□儘…	(欠)	252-2	②
9	…龍□□入…	…龍泉心入…	…龍泉心入…	(欠)	254-2	②
11	一諸司□□諸衛…	一諸司□□諸衛…	一諸司二分諸衛…	一諸司二分諸衛…	261-7	③
11	…奴婢僕□耕作…	…奴婢僕■耕作…	…奴婢僕■耕作…	…奴婢僕■耕作…	283-10	①
11	…奏□趣…	…奏■趣…	…奏□趣…	…奏□趣…	283-11	①
11	…以□□者…	…以□□者…	…以施□者…	…以施□者…	283-12	①
11	…前□□前惡…	…前□□前惡…	…前□□前惡…	…前□□前惡…	284-15	①
11	…假□～□免者…	…假者避其□□偏□免者…	…假者避其□□偏原免者…	…假者避其□□偏原免者…	291-3	①
12	(欠)	…不免及□負官物…	(欠)	…不免及欠負官物…	294-6	
12	(欠)	…以下□□以上…	(欠)	…以下直丁以上…	294-8	
12	(欠)	…官幣□状奉…	(欠)	…官幣乃状奉…	310-8	
12	(欠)	…此状乎平久…	(欠)	…此状乎平久…	314-4	
12	(欠)	…明宥□記宜…	(欠)	…明宥記宜…	323-3	
12	(欠)	…視民如□任…	(欠)	…視民如□任…	323-11	
13	…時一首〈□～□序〉	…時一首〈某□□□序〉	…時〈以某為韻并序〉	…時〈以某為韻并序〉	330-4	③
13	〈探□并序〉	〈探□并序〉	〈探得々并序〉	〈探得々并序〉	331-11	③
13	…有□～□聊…	…有□□□或聊…	…有□□□□聊…	…有、、、聊…	349-4	①
13	…致□～□謫通天…	…致■□□謫通天…	…致□□□謫通天…	…致□□□謫通天…	349-11	①
13	…藤原朝臣	…藤原朝臣□對	…藤原朝臣、對	…藤原朝臣、對	350-1	①
13	…吹□□□天…	…吹□□□天…	…吹之声沸天…	…吹之声沸天…	350-7	①
13	…其□～□頁…	…其■～■頁…	…其、、、頁…	…其、、、頁…	350-11	①
13	…神□～□深…	…神意□～□深…	…神、、、深…	…神、、、深…	351-3	①
13	…行□□□轉…	…行□□□轉…	…行、、、轉…	…行、、、轉…	358-9	①
13	…知□□詩…	…知■詩…	…知於、詩…	…知於、詩…	358-11	①
15	…麴黍□□味…	…麴黍■□味…	…麴黍稷、味…	…麴黍稷、味…	377-11	①
15	右□□官下…	右□□官下…	右、官下…	右、官下…	380-2	①
15	…不能□□□水石…	…不能連燒水石…	…不能連燒水石…	…不能連燒水石…	382-4	③
15	…衆諸□□左右…	…衆諸前後左右…	…衆諸前後左右…	…衆諸前後左右…	382-10	③

卷	A 慶長写本	B 東山本	C 三条西本	D 葉室本	頁-行	型
15	…頭多池□□曆博士…	…頭多池■頭曆博士…	…頭多池、、曆博士…	…頭多池、、曆博士…	385-11	①
15	右□□□檢案内…	右親官廳檢案内…	右親官廳檢案内…	右親官廳檢案内…	386-7	③
16	…利益□□善提…	…利益□□善提…	…利益共致善提…	…利益共致善提…	390-5	③
16	…御影□三夜先奉…	…御影■三夜先奉…	…御影於三夜先奉…	…御影於三夜先奉…	394-1	③
16	…恨以□碎不遂本意朝…	…恨以■碎不遂□意朝…	…恨煩碎不遂本意朝…	…恨以煩碎不遂本意朝…	397-10	③
16	…水利□□以普…	…水利□□以普…	…水利衆生以普…	…水利衆生以普…	405-7	③
16	□□大法師	□座大法師	上座大法師	上座大法師	412-5	③
16	…件定□□省宜…	…件定□者省宜…	…件定行者省宜…	…件定行者省宜…	414-10	③
17	…為公□~□則内…	…為公□~□則内…	…為公□~□則内…	…為公□~□則内…	420-13	①
17	…鉢□~□堪…	…鉢□~□堪…	…鉢□~□堪…	…鉢□~□堪…	421-13	①
17	…動患霧之…	…動患□霧之…	…動患□霧之…	…動患、霧之…	422-5	①
17	…胥之不堪…	…胥之□不堪…	…胥之□不堪…	…胥之、不堪…	422-6	①
20	…都督□□辭…	…都督或申辭…	…都督或申辭…	…都督或申辭…	443-4	②
20	…朝人□□□辭負…	…朝人々雖借辭負…	…朝人々雖借辭負…	…朝人々雖借辭負…	451-9	②
20	…聖智□仍取…	…聖智云々仍取…	…聖智□仍取…	…聖智云々仍取…	457-3	②
20	…郡經□~□人勿…	…郡經志摩早良等郡奪人物…	…郡經志摩早良等郡奪人物…	…郡經志摩早良等郡奪人物…	459-13	②
20	…牌篋□二損…	…牌篋二損…	…牌以換子二損…	…牌以換子二損…	465-4	②
21	…檢□首	…檢前首	…檢前首	…檢前首	469-13	②
21	多 □	多 治	多 治	多 治	473-10	②
21	…是仰□~□依仁…	…是仰俾茲未□依仁…	…是仰俾茲未学依仁…	…是仰俾茲未学依仁…	478-4	③
21	<…鬼不□見其…>	<…鬼不致見其…>	<…鬼不、見其…>	<…鬼不、見其…>	484-8	①
21	…侮□夫…	…侮匹夫…	…侮□夫…	…侮□夫…	485-8	①
22	…而齡□病役□□近不□ ~□之愁…	…而齡■病役榮■死近不□ 浴今日之恩慰多年之愁…	…而齡傾病役榮遠死近不如 浴今日之恩慰多年之愁…	…而齡傾病役榮遠死近不如 浴今日之恩慰多年之愁…	496-9	③
22	…偏□拜□□□樓□□俊借 …	…偏致拜□□龍樓□□俊借 …	…偏致拜觀於龍樓之日俊借 …	…偏致拜觀於龍樓之日俊借 …	497-4	③
22	…正月□~□	…正月□□日右少弁正五位 下行右衛門權佐、	…正月廿五日右少弁正五位 下行右衛門權佐、	…正月廿五日右少弁正五位 下行右衛門權佐、	497-6	①
22	…將軍□~□且…	…將軍且思家門□□且…	…將軍且思家門之名且…	…將軍且思家門之名且…	497-11	③
22	…守□□令□昆勵□身…	…守關將令後昆勵□身…	…守關將令後昆勵忘身…	…守關將令後昆勵忘身…	498-3	③
22	嘉保□□□月…	嘉保□□正月…	嘉保二年正月…	嘉保二年正月…	499-8	③
26	…有不□減省…	…有不□減省…	…有不申減省…	…有不申減省…	535-7	③
26	…仍復□之更為勘□文可申 □省…	…仍復任之更為勘公文可申 減省…	…仍復任之更為勘公文可申 減省…	…仍復任之更為勘公文可申 減省…	535-7	②
26	…承曆保三次□源…	…承曆保三次□源…	…承曆三次介源…	…承曆三次介源…	535-13	③
26	…任中□文勘濟不□明…	…任中□文勘濟不足明…	…任中公文勘濟不足明…	…任中公文勘濟不足明…	547-10	③
26	…件□□公文…	…件年々公文…	…件年々公文…	…件年々公文…	548-15	②
27	…解□□□文□也□外□後 …	…解文付官文殿也官外題後 …	…解文付官文殿也官外題後 …	…解文付官文殿也官外題後 …	556-11	②
27	…解□□民部省…	…解文□民部省…	…解文付民部省…	…解文付民部省…	556-11	③
27	…造進	…造進■□~□…	…造進■□~□…	…造進■、	556-14	①
27	…料為□~□官…	…料為■成下官…	…料為被成下官…	…料為被成下官…	557-9	③
27	…者□司相□可合□沙汰…	…者國司相□可令申沙汰…	…者國司相共可令申沙汰…	…者國司相共可令申沙汰…	560-8	③
27	…件□返抄…	…件■返抄…	…件故返抄…	…件故返抄…	570-10	③
28	義倉■	義倉■	義倉■	義倉■	573-12	②
28	…而招□來之…	…而招□來之…	…而招子來之…	…而招子來之…	575-3	③
28	年料□□	年料□□	年料□□	年料□□	581-15	①

【表7】 欠損箇所比較表II

卷	猪熊本	東山本	三条西本	葉室本	頁-行
1	…九微三聘名…	…九微三□名…	…九微三□名…	…九微三□名…	6-5
1	…化跡□唐虞…	…化跡□唐虞…	…化跡□唐虞…	…化跡□唐虞…	6-6
1	…書稱俊材求…	…書稱□材求…	…書稱□材求…	…書稱□材求…	6-7
1	…人不倦不失…	…人不■不失…	…人不■不失…	…人不■不失…	6-8
1	響情晚風	響、晚風	響、晚風	響、晚風	14-1
1	…亦統之	…亦統□	…亦統□	…亦統□	14-10
1	…遺狹斜妄想…	…遺狹□妄想…	…遺狹■妄想…	…遺狹■妄想…	14-12
1	…奈何斷齒沙…	…奈何斷左沙…	…奈何斷■沙…	…奈何斷■沙…	14-12